## 栃木県煙火消費許可等事務処理要領

平成19年2月28日制定 平成28年3月18日一部改正 令和 元年6月28日一部改正 令和 3年1月12日一部改正 令和 3年5月25日一部改正 令和 5年10月11日一部改正

(目的)

第1条 栃木県内における煙火の消費に関する事務処理に当たっては、火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下「法」という。)、火薬類取締法施行令(昭和25年政令第323号。以下「政令」という。)、火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号。以下「規則」という。)、栃木県火薬類取締法施行細則(昭和58年6月1日栃木県規則第36号。以下「細則」という。)及びその他の法令に定めのあるもののほか、この要領の定めるところによるものとし、火薬類による災害を防止することを目的とする。

(煙火の消費に必要な手続)

第2条 煙火を消費しようとする者は、法第25条第1項の規定により許可を受けなければならない。ただし、規則第49条第4号、第4号の2又は第6号に定める数量以下の煙火 (別表1のとおり)を消費する場合は、この限りでない。

## (煙火消費許可の申請)

- 第3条 法第25条第1項の規定による許可(以下「煙火の消費許可」という。)を受けようとする者は、火薬類消費許可申請書(煙火用)(様式第1号。本項各号に掲げる書類を含めて以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類及び申請手数料を添えて、法第25条第1項及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年栃木県条例第31号。以下「特例条例」という。)別表第1の22の2の項第1号の規定により、消費場所が所在する市又は町の長(以下「市町長」という。)に申請しなければならない。
  - (1) 煙火消費計画書(様式第2号)

打出仕掛煙火(小型煙火)を消費する場合は、打揚形状図(打ち揚げの高さ及び火の粉等の飛散範囲が記載されているもの)を添付する。

- (2) 保安対策計画書(様式第3号) 保安管理組織図(様式第4号)及び緊急連絡体制図(様式第5号)を添付する。
- (3) 消費場所付近の見取図
- (4) 土地所有者からの土地使用承諾書の写し 道路、河川、公園等の場合は、その管理者からの使用許可証等の写しとする。
- 2 申請書は、煙火を消費しようとする日の60日前から14日前までの期間内に提出しなければならない。
- 3 申請書の提出部数は、3部(正本1部、副本2部)とする。

### (申請手数料)

第4条 前条第1項の申請手数料は、申請書提出先の市又は町が定めるところにより、納付しなければならない。

#### (許可基準)

- 第5条 市町長は、第3条の規定による許可の申請があったときは、その内容を審査し、次 条から第12条までの基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならな い。
- 2 市町長は、煙火消費の目的、場所、日時、数量又は方法が不適当であると認めるときその他煙火の消費が災害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、許可をしてはならない。

#### (保安距離)

第6条 煙火を消費する場合には、煙火の種類及び重量に応じて、打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所から、通路、人の集合する場所、建物等に対して安全な距離(以下「保安距離」という。)をとらなければならない。ただし、主催者が所有又は占有する耐火性建築物及び道路管理者の同意が得られ、かつ、交通制限が可能な道路については、この限りでない。

## (打揚煙火の保安距離)

- 第7条 打揚煙火 (スターマインを含む。以下同じ。)の保安距離は、別表2の距離を必要 最低限の距離とする。
- 2 市町長は、消費場所の地理的状況、気象状況、警備方法、火災の警戒及び消火体制等を 総合的に判断して、前項の保安距離を延伸することができる。

## (打揚煙火以外の煙火の保安距離)

- 第8条 打揚煙火以外の煙火(手筒煙火を除く。)の保安距離は、別表3の距離を必要最低限の距離とする。
- 2 手筒煙火の保安距離は、別表4の距離を必要最低限の距離とする。
- 3 市町長は、消費場所の地理的状況、気象状況、警備方法、火災の警戒及び消火体制等を 総合的に判断して、前2項の保安距離を延伸することができる。

#### (保安管理体制の整備)

- 第9条 煙火を消費しようとする者は、次の各号に掲げる保安管理体制を整え、消費場所の 安全を確保しなければならない。なお、第2号に掲げる者と第3号に掲げる者及び第5号 に掲げる者と第6号に掲げる者は、消費の規模により、保安上支障がない場合に限り、兼 務をすることができる。
  - (1) 煙火最高保安責任者 (安全確保の総括管理をする者)

- (2) 煙火保安責任者 (消費場所における保安責任者)
- (3) 煙火連絡責任者(消費場所における保安担当者)
- (4) 煙火消費総責任者 (煙火消費業務における最高責任者)
- (5) 現場責任者 (煙火消費業務における保安責任者)
- (6) 各班責任者 (現場責任者の指示の下、消費従事者を指揮する者)
- 2 煙火を消費しようとする者は、事故の発生、天候の急変等緊急時の措置について、あら かじめ十分な検討を行うとともに、かかる事態の発生に際しては、迅速に対応しなければ ならない。

## (打揚煙火に係る保安対策)

- 第10条 煙火を消費しようとする者は、不開発玉(打揚筒から発射された煙火玉が上空で開かずに地上に落下したものをいう。以下同じ。)の発生等を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 親みち(煙火玉の導火線をいう。)に伝火薬を付ける、着火薬を付ける、薬紙を付ける、着火線を付ける等の不着火防止対策を実施すること。
  - (2) 重ね玉の場合、上下の玉をクラフト紙若しくはビニール袋で包み、又は上の玉と下の 玉との間に緩衝材を使用すること等により、運搬中の上下の玉の衝突又は動揺による親 みちの火薬のこぼれ又は損傷を防ぐ措置を講じること。ただし、消費場所において、煙 火玉を打揚筒に装てんする場合は、この限りでない。
  - (3) 煙火玉に方向性を与えるために、次のアからウまでに掲げる措置を講じること。 ア 適正量の打揚用火薬を使用し、装薬に当たっては、片寄りが生じないように慎重 に行うこと。
    - イ 打揚筒は、垂直に固定し、かつ、打ち揚げの際の衝撃により、当該打揚筒の方向 が変化しないように確実に固定すること。
    - ウ 直径 9 cmを超える煙火玉には、取手、なわ、ひも等の装着その他の保安上の措置 を講じること。
  - (4) 打揚筒に煙火玉を重ねて装てんする場合は、2個までとすること。

#### (消費場所における保安対策)

- 第 11 条 煙火を消費しようとする者は、消費場所において、次の各号に掲げる保安対策を 講じなければならない。
  - (1) 保安距離を確保するため、煙火が消費場所に到着した時点から煙火消費終了後の残火 薬類の確認及び回収作業が終了するまでの間、関係者以外の立ち入りを禁止する危険区 域を、看板、柵、ロープ等の設置又は警備員の配置等により、具体的に設定すること。
  - (2) 消費場所周辺及び星等の落下が予想される場所に枯草等の着火しやすい物(以下「着火物」という。)がある場合には、当該着火物を事前に撤去する、散水する、防炎シートで覆う等の防火措置を講じること。
  - (3) 手筒煙火を消費する場合には、火の粉の吹き出し方向の前後に、次の基準を満たす防護壁を設置すること。
    - ア 鏡等が飛来しても防護できる強度を有するもので、畳、土のう等とすること。

- イ 幅は、筒の左右の振れが起こっても対応できる長さとし、2m程度とすること。
- ウ 地面からの高さは、90cm程度とし、防護壁と手筒煙火までの距離は、筒の上下の振れが起こっても鏡等の飛来を防護できる距離とすること。
- (4) 煙火の消費終了後、直ちに消費場所周辺の残火薬類の有無の確認及び回収を行うほか、 翌日早朝にも同様に実施すること。併せて、その結果を市町長に報告すること。

#### (煙火の消費作業従事者)

第12条 煙火の消費において、火薬類を取り扱う者は、公益社団法人日本煙火協会が定める「煙火消費保安手帳」又は「煙火消費保安臨時手帳」を所持する者に限る。

#### (警察署長からの意見聴取)

- 第13条 市町長は、煙火の消費許可をしようとするときは、法第52条第1項及び特例条例別表第1の22の2の項第7号の規定により、消費場所を管轄する警察署長(以下「警察署長」という。)の意見を聴かなければならない。
- 2 警察署長からの意見の聴取は、申請書副本1部を添付した文書(様式第6号)をもって 行うものとする。

## (現地調查)

- 第 14 条 市町長は、許可処分に当たっては、申請書に記載されている内容の確認、申請書に添付された消費場所付近の見取図と現地の状況に相違がないことの確認、規則第 5 6 条の 4 に定める煙火消費の技術上の基準に適合していることの確認等をするため、現地調査を行わなければならない。
- 2 前項の現地調査は、煙火の消費許可を受けようとする者、消費場所を管轄する警察署及 び消防署等の関係者の立会いを求めて行うものとする。

#### (許可証の交付及び再交付)

- 第15条 市町長は、煙火の消費許可をしたときは、火薬類消費許可証(様式第7号。以下 「許可証」という。)を交付する。
- 2 前項に規定する許可証を喪失し、汚損し、又は盗取された者は、直ちに市町長に届け出るとともに、火薬類消費許可証再交付申請書(様式第8号)による再交付の申請をしなければならない。

## (警察署長への許可通報)

第16条 市町長は、煙火の消費許可をしたときは、法第52条第2項及び特例条例別表第 1の22の2の項第8号の規定により、様式第9号により、警察署長に通報しなければな らない。

## (変更の届出等)

第 17 条 煙火の消費許可を受けた者は、火薬類消費許可申請書(煙火用)の記載事項 (火薬類の種類及び数量、目的、消費場所、日時並びに危険予防の方法を除く。) 又は 煙火消費計画書の記載事項に変更があったときは、規則第81条の14及び特例条例別表第1の22の2の項第11号の規定により、火薬類消費許可申請書又は煙火消費計画書の記載事項変更届(様式第10号)を市町長に提出しなければならない。なお、火薬類の種類及び数量、目的、消費場所、日時並びに危険予防の方法に変更がある場合には、改めて許可を受けなければならない。

## (立入検査)

- 第18条 市町長は、煙火の消費許可をした場合、煙火消費の当日において、第6条から第 12条までに定める許可基準の適合状況及び規則第56条の4に定める煙火消費の技術上 の基準の適合状況を確認するため、法第43条第1項及び特例条例別表第1の22の2の 項第3号の規定による消費場所の立入検査を行わなければならない。
- 2 前項の立入検査の方法及び内容は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 立入検査は、煙火の消費許可を受けた者、消費場所を管轄する警察署及び消防署等の 関係者の立会いを求めて、煙火消費の開始前から煙火消費終了後の残火薬類の有無の確 認及び回収作業が終了するまで行う。
  - (2) 煙火消費開始前の検査においては、許可をした内容と消費場所に相違がないこと、規則第56条の4に定める煙火消費の技術上の基準に適合していること等を確認する。
  - (3) 煙火消費中は、消費場所全体を見渡せる場所から、打揚状況、観客の動向等を監視し、 次条各号のいずれかに該当する場合には、直ちに、警察署、消防署等の関係者と協議の 上、打揚げの中断等を指示するなど、事故防止に努める。
  - (4) 煙火消費終了後は、第11条第4号に規定する残火薬類の有無の確認及び回収作業に立ち会い、作業が適切に行われたことを確認する。

#### (煙火消費等の中断又は中止)

- 第19条 市町長は、煙火消費の準備中又は煙火消費中において、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第45条及び特例条例別表第1の22の2の項第4号の規定により、煙火消費の準備行為又は煙火消費の中断又は中止の措置をすることができる。
  - (1) 煙火消費の基準等が守られない場合
    - ア 規則第56条の4の規定又はこの要領による煙火消費の技術上の基準が守られないとき。
    - イ 申請書に記載した「危険予防の方法」が守られないとき。
    - ウ 申請書に記載した立入禁止区域内に関係者以外の者が立ち入ったとき。
    - エ 市町長が煙火の消費許可に当たり、当該消費場所に関して付した許可条件が守られないとき。
  - (2) 消費場所における天候上の原因により、危険な状況になるおそれがある場合
    - ア 強風が一定時間継続して吹き、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になる おそれがあるとき。
    - イ 大雨又は落雷のおそれがあり、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になる おそれがあるとき。
    - ウ 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 第 2 2 条の規定による火災警報が発令されたと

き。

- エ 河川の増水等により、消費場所が冠水するおそれがあるとき。
- (3) 不開発玉が発生した場合
- (4) 事故等が発生した場合
  - ア 煙火の消費による火災、物損事故又は人身事故が発生したとき。
  - イ 過早発 (煙火玉が発射直後に開発することをいう。)、低空開発 (煙火玉が性能上 危険な高度で開発することをいう。) 若しくは推進方向が安定しない煙火玉が連続し して発生し、又は筒ばね (煙火玉が打揚筒の中で破裂することをいう。) が発生する ことにより、安全な煙火の消費の継続が困難になったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認める場合

(煙火の消費による事故が発生した場合の対応)

- 第20条 市町長は、煙火の消費による事故が発生した場合には、負傷者の救護、消火活動等を最優先とするとともに、事故の拡大及び再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 法第45条及び特例条例別表第1の22の2の項第4号の規定により、煙火消費の準備行為又は煙火消費の中断を命じること。
  - (2) 法第47条及び特例条例別表第1の22の2の項第6号の規定により、現状変更の禁止を命じること。
  - (3) 事故の発生原因が不明であり、かつ、煙火消費の準備行為又は煙火消費の再開によって、再度、同種の事故の発生が予測されるときは、法第45条及び特例条例別表第1の22の2の項第4号の規定により、煙火消費の準備行為又は煙火消費の中止を命じること。
- 2 市町長は、前項第1号に掲げる措置を講じたときは、警察署、消防署等の関係者と協議 し、事故の再発の危険性がないことを確認した場合に、煙火消費の準備行為又は煙火消費 の中断の解除を指示することができる。
- 3 市町長は、煙火の消費による事故が発生した場合には、直ちに、次の各号に掲げる事項 について、栃木県知事(以下「知事」という。)に通報するものとする。
  - (1) 事故発生日時
  - (2) 事故発生場所
  - (3) 事故に関係する火薬類の種類、数量及びその取扱いの種別
  - (4) 被害の状況
  - (5) 事故の発生原因又は推定原因

### (事故発生の報告)

- 第 21 条 煙火の消費による事故が発生した場合には、煙火の消費をした者は、直ちに、事 故発生場所の市町長に連絡するとともに、法第 4 6 第 2 項の規定による事故報告書(様式 第 11 号)を、速やかに、事故発生場所の市町長に提出しなければならない。
- 2 前項の事故報告書を受理した市町長は、事故発生日から14日以内に、煙火消費関係事

故報告書(様式第12号)を知事に提出するものとする。

(許可証の返納)

- 第 22 条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、 速やかに、当該許可証を交付した市町長に返納しなければならない。
  - (1) 許可が取り消されたとき。
  - (2) 煙火消費を終了し、又は煙火消費をしないこととなったとき。
  - (3) 許可証の有効期間が満了したとき。

(許可を要しない消費)

第23条 この要領は、規則第49条第4号、第4号の2及び第6号に定める無許可消費数量に該当する煙火の消費に関する行為にも適用される。

(許可件数の報告)

第24条 市町長は、煙火の消費許可に係る事務処理件数について、様式第13号により、毎年度終了後10日以内に知事に報告するものとする。

(適用除外)

第25条 蜂酔弾(土蜂を採取するために消費する煙火をいう。)の消費については、第6 条から第14条まで、第18条及び第23条の規定は、適用しない。

附 則 (平成19年2月28日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月28日)

この要領は、令和 元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年1月12日)

この要領は、令和 3年1月12日から施行する。

附 則(令和3年5月25日)

この要領は、令和 3年5月25日から施行する。

附 則(令和5年10月11日)

この要領は、令和 5年10月11日から施行する。

## 消費の許可を要しない煙火の種類と数量

消費目的	煙	火	0	種	類	(該当する行	数量の条件を全て	満たすこと)			
信号又は鑑賞の	直径 6 c m	以下の類									
用に供するため に煙火を消費す る場合	直径6cm 打揚煙火						75個以下				
	直径10 c の打揚煙火		ス 直径 1	4 c m以	トの球状	10個以下					
	仕掛煙火に	使用する	る炎管の数	女			200個以下	-			
	ファイヤー 爆発音を出 く。) であっ を出すため 火(マッチ 火するもの	はす筒物 って、火 いのものに の側薬又	(スモー 薬1g以 こ限る。) は頭薬と	ククラッ 下、爆薬 0.1g	カーを除 三(爆発音 以下の煙	300個以下					
	爆竹(点火 たものであ に限る。) 爆薬(爆発 1g以下の	っってそ( であって、 音を出す	の本数が 、その12	30本以 本が火薬	下のもの 1 g以下、	300個以下					
	競技用紙雷	管					無制限				
演出の効果の用 に供するために	その原料をの煙火				_						
煙火を消費する場合(打揚煙火を	その原料を え30g以			は爆楽Ⅰ	5gを超		35個以下	85個以下			
除く。)	その原料を え50g以			は爆薬3	0gを超	5個以下					
	発煙筒、撮出すための						無制限				
動物の駆逐の用に供するために煙火を消費する場合	その原料をの煙火	なす火	薬若しく	- は爆薬 1	0g以下	200個以下					

備考 1 「演出」とは、映画、放送番組の制作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行、

博覧会その他これに類する催しの実施における演出をいう。

2 上記の数量は、消費許可を受けることなく、同一の消費場所において一日に消費できる数量 である。

全品目を同日中に消費できるが、一品目でも規定数を超える場合には、全品目についての消費許可が必要となる。

別表 2 ~ 別表 4 略 様式第 1 号~様式第 13 号 略

## 打揚煙火(スターマインを含む。)の保安距離

煙火玉の大きさ (直 径)	煙火玉の種類	保安距離			
7 5 01	ぽか物	半径 2 5 m以上			
7.5cm以下	割り物	半径40m以上			
0	ぽか物	半径30m以上			
9 c m以下	割り物	半径60m以上			
1.9 N.T.	ぽか物	半径60m以上			
12 c m以下	割り物	半径65m以上			
15cm以下	ぽか物	半径75m以上			
1 5 C m × 1	割り物	半径100m以上			
1 8	3 cm以下	半径130m以上			
2 1	c m以下	半径130m以上			
2 4	2 4 c m以下				
3 (	半径200m以上				
6 (	半径350m以上				
9 (	) c m以下	半径600m以上			

## 備考

- 1 「ぽか物」とは、打ち揚げて爆発音を出す信号雷、小さい発煙筒、照明筒又は旗、人形等を パラシュートで吊るもの、星を不規則に放出して段々咲きにしたり、直線的に走らせる分砲等 をいう。
- 2 「割り物」とは、打ち揚げて星を球形に開かせるものを主とし、星が静かに落下する冠菊、 小さい煙火玉が一斉に開く千輪菊、椰子の葉、とんぼや文字を表す型物等をいう。
- 3 「スターマイン」とは、大小多数の煙火玉を連続して打ち揚げ、まとまった効果を表すもの をいう。

## 打揚煙火以外の煙火の保安距離 (手筒煙火を除く。)

煙	火	Ø	種	類	保	安	距	離
1	打揚仕掛煙火	(小型煙火)			打揚地点か	ら、星若しく	(は火の粉等の	飛散範囲を
	〕 星打ち(乱三	E、花束及で	バトラ等、	発射薬を	半径とする	距離の 2 倍以	以上とし、最低	£20m以上
	用いて、打揚筒	奇から星を打	Ţち出し、	二次点火				
	しないものでは	かって、垂直	直方向以外!	に打ち出				
	しをするものを	と含む。						
(2	<ul><li>② 内筒もの(F</li></ul>	円筒等の中に	乙、星、蜂	及び笛等	打揚地点か	ら、星若しく	(は火の粉等の	)飛散範囲を
	を詰め込み、多	ӗ射薬を用レ	ヽて打揚筒	から打ち	半径とする	距離の 2 倍り	以上とし、最低	£40m以上
	出し、二次点が	火するもので	であって、 <u></u>	垂直方向				
	以外に打ち出し	<b>、をするもの</b>	)を含む。)					
	③ 玉打ち (発射	付薬を用いて	て打揚筒か	ら煙火玉	煙火玉の大	:きさに応じて	て、別表2の打	丁揚煙火の保
	を打ち出すもの	D)			安距離を準	用する		
2	斜め方向に消費	費する立火作	上掛で、次の	の①から	消費の方向	に対して70	)m以上、その	他の 方向に
(2	①までに掲げるの	)条件をす^	ヾて満たすゞ	もの	対して20	m以上		
	〕 消費する煙火	とは、直径(	6 c m以下(	の星のみ				
	とする。							
(2	② 筒の傾斜角原	度は、垂直。	にり30度	以上広角				
	にならないよう	方上方に向け	ける。					
	③ 筒は固定し、	転倒並びは	こ方向の変/	化を防止				
	する措置を講し	<b>ごる。</b>						
(4	① 消費の方向に	は、人の集合	合する場所.	以外の方				
	向とする。							
3	特殊効果花火で	で次の①から	5までに持	曷げるも	10m以上	•		
0	7)							
(	D 低カロリーオ	<b>花火(吹き</b> 出	出し高さ 1.	8m及び				
	4.5m)							
(2	② フリッカー	(吹き出し高	高さ2m程序	度)				
	③ フレーム (別							
(4	① キャノン砲							
(	う ホイッスル	(吹き出し高	あさ2m程度	度)				
4	地上開発煙火				煙火玉の直	[径 (cm) >	< 1 0×1. 1	(m) 以上
5	上記1から4岁	までに掲げる	らもの以外の	の煙火	20m以上	•		

- 備考 1 「打出仕掛煙火(小型煙火)」とは、固定した円筒を使用し、星等を発射薬で打ち出し、推 進又は飛翔する仕掛煙火をいう。
  - 2 「地上開発煙火」とは、地面又は空中に球状の煙火を固定し、打ち揚げることなく開発させる煙火をいう。

## 手 筒 煙 火 の 保 安 距 離

薬量(鉄粉を含む。)	筒の吹き出し方向の 前後に対する距離	筒の側面に 対する距離	筒相互間の距離
300 g 未満	直立点火 - 直立点火以外 10m	5 m	
300g以上 600g未満	2 0 m	1 0 m	3 m
600g以上 1. 200g未満	3 0 m	1 5 m	3 III
1,200g以上1,800g未満	4 0 m	2 0 m	
1,800g以上3,000g未満	6 0 m	3 0 m	5 m

備考 「手筒煙火」とは、噴出薬を詰めた筒をわきに挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保 持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を吹き出させることにより消費する煙火をいう。

## 火薬類消費許可申請書(煙火用)

年 月 日

市長・町長

様

申	事務所所在地	
請	名称及び	
者	代表者氏名	
	職業	電話( )

(注意) 花火大会の場合における申請者は、主催者とすること。

		単発打揚	の	連発打揚	<b>豊</b> の	スターマ	<i>(</i> ) /	仕掛煙火
		煙火玉(直径)		煙火玉(直	煙火玉(直径)			江州连八
		7.5cm以下	個	7.5cm以下	個		基	台
		9sm以下	個	9sm以下	個	使用煙火玉の	内訳	П
火薬	類の	12cm 以下	個	12cm 以下	個	7.5cm以下	個	小型煙火
種類	及び	15cm 以下	個	15cm以下	個	9sm以下	個	71至注入
数	量	18cm 以下	個	cm以下	個	12cm 以下	個	台
		21cm 以下	個			15cm以下	個	
		24cm 以下	個			cm以下	個	打上用黒色火薬
		30cm 以下	個					
		cm 以下	個					Kg
目	的							
消費	場所							
		自 年	F.	月	至	年	月	日
日	時	E	诗	分から	時	分まで		
		(雨天等の場合	合は、	年	月	日に順延・ロ	中止)	
危険	子陆	火薬類取締	法、火薬	<b>枣類取締法施行</b>	規則及び	栃木県煙火消	費許可等	事 務処理要領で定め
の方		る煙火消費の	技術上の	)基準を遵守す	るほか、	別紙煙 火消費	計画書	及び別紙保安対策計画
V),	114	書による。						

## (別紙添付書類)

- 1 煙火消費計画書 (様式第2号) 打出仕掛煙火 (小型煙火) を消費する場合は、打揚形状図を添付する。
- 2 保安対策計画書(様式第3号)保安管理組織図(様式第4号)及び緊急連絡体制図(様式第5号)を添付する。
- 3 消費場所付近の見取図
- 4 土地所有者からの土地使用承諾書の写し 道路、河川及び公園等の場合は、その管理者からの使用許可証等の写しとする。

## 火 薬 類 消 費 計 画 書

年 月 日 市長・町長 様 住 所 申請者 氏名又は名称 代表者名 佐 所 で 大 消費業者 に 所 事業所名 代表者名

		製造業: ・ 氏				_			
	消費作	業予定	三時間	;	煙火	O Ì	肖   費	-	方法
消	消費準備	開始	:	消費	予定時刻	煙火の種類	数	量	打揚方法
費計	消費開	始	:						
画	消費終	了	:						
	残火薬類 確認及び		:						
2017	区 分	氏	名	年齢	経験年数	   煙火消費保安	手帳番号	住	所
消費	責任者								
作業	<ul><li>一般</li><li>従事者</li></ul>								
従	K 7 10								
事者									
	備		考						

(注) 本計画書は、煙火消費業者ごとに作成してください。

# 保 安 対 策 計 画 書

年	月	日
---	---	---

市長・町長

様

	住	所
申請者	氏名又は	名称
	代表者	- 名

区分		保安対策の具体的な内容								
7	項目	内 容								
観客の整理と 消費場所の	①観客と消費場所との 距離	打揚筒設置場所から立入禁止区域までの距離 ( m) 仕掛煙火設置場所から立入禁止区域までの距離 ( m)								
保安対策	②立入禁止区域設定時間	〔設定時間〕 : から〔解除時間〕 :								
	③立入禁止区域設定方法	看板・柵・ロープ・警備員 ( 箇所、 名) その他 ( )								
交通対策	①車両通行規制の措置	有〔規制開始時間 : から〕 ・ 無 〔規制終了時間 : まで〕								
	②車両通行規制の方法	看板・柵・ロープ・交通整理誘導員(箇所、名) その他()								
防火対策及び 消 火 対 策	①消費場所周辺の着火物	有(着火物の名称 ) 無								
	②着火物に対する防火対策	散水・防炎シートで覆う・撤去・その他()								
	③初期消火対策	消化器 ( )・水バケツ ( )・竹ほうき ( ) その他 ( )								
	④消防車の配置	有(台) 無								
警 備 対 策										
その他の対策	①保安管理体制 ②緊急連絡体制	別紙保安管理組織図(様式第4号)のとおり 別紙緊急連絡体制図(様式第5号)のとおり								
	③煙火消費翌日の残火薬類 の確認及び回収作業	開始時間 : から 作業責任者 ( )								

## 保安管理組織図

煙火最高保安責任者	所属	
(実 行 委 員 長 等)	氏 名	
	I	
	所属	
煙火保安責任者	氏 名	
煙火連絡責任者	所属	
	氏 名	
	所 属	
煙火消費総責任者	氏 名	
	I	
	所属	
現場責任者	氏 名	
	1	
各 班 責 任 者		
(各班の例)	所 属	
単 発 打 揚 班	氏 名	
連発打揚班		
ス タ ー マ イ ン 班		
仕 掛 班		
121		

## (注意事項)

- 1 複数の煙火消費業者が消費する場合は、業者ごとに現場責任者を置いてください。
- 2 消費の規模により、保安上支障がない場合には、煙火保安責任者と煙火連絡責任者、現場責任者と各班責任者を兼務することができます。

## 緊急 連絡体制図

煙火消	費者	氏名 <sub>_</sub> 電話 <sub>_</sub>					
主 催	者		市町	担当	課	氏名電話	
最高保安責任者						- 1	
氏名     電話     煙火保安責任者			数言	察	署	氏名 電話	
氏名 電話						I	
煙火連絡責任者			沙环	1 <del>7   :</del>	ш	氏名	
氏名 電話			消	防	署	電話	

## (注意事項)

- 1 各分担の責任者には、円滑に煙火消費が行われるよう準備し、所在を明確にして連絡を密にする。
- 2 天候上の理由等で延期又は中止等の場合は、なるべく早めに打ち合わせて決定し、市町担当課等 関係者に連絡する。
- 3 煙火消費会場においては、連絡をスムーズに行うため、大会本部の所在を明確にし、トランシー バー等を使用する。

 第
 号

 年
 月
 日

警察署長 様

市長・町長

火薬類の消費許可に係る意見について(照会)

このことについて、下記の者から、別添のとおり火薬類消費許可申請がありましたので、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第52条第1項の規定に基づき、許可に係る意見を照会いたします。

記

 第
 号

 年
 月

 日

## 火 薬 類 消 費 許 可 証

許可番号	第    号		市長・町長							
H1 7 E 7	住所									
許可を	氏名又は名称									
受けた者	職業									
	煙火玉直径7.5cm以下	個	煙火玉直径24cm 以下	個	スターマイン	基				
火薬類の	煙火玉直径9㎝以下	個	煙火玉直径30cm 以下	個	仕掛煙火	仁				
種類及び数量	煙火玉直径12㎝以下	個	煙火玉直径60cm 以下	個	小型煙火	台				
	煙火玉直径15㎝以下	個	煙火玉直径 cm 以下	個	打揚用黒色 火薬	kg				
	煙火玉直径18㎝以下	個								
	煙火玉直径21㎝以下				蜂酔弾	個				
有効期間	年 (雨天等の場 自 年	月 合 月	日 年 月 日 至		こ順延・中止) F 月	) 日				
目 的										
消費場所										
許可条件										

## (行政不服審査法に基づく教示)

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法第4条の規定により、 市長・町長に審査請求をすることができます。

## (注意事項)

- 1 この許可証は、許可が取り消されたとき、消費を終了し又は消費をしないこととなったとき、若しくは許可の有効期間が満了したときは、 市長・町長に返納しなければなりません。
- 2 打揚煙火の数量は、スターマインの数量を含むものとします。
- 3 スターマインの基数は、仕掛の裏打ちを含むものとします。

# 火薬類消費許可証再交付申請書

年 月 日

市長・町長様

住 所 氏名又は名称 代表者氏名

事務所所在(電話)				(電話						)	
職		業									
再交付を受けようと す る 理 由			イニ	喪失した その他(	口	汚損した	,	<u></u>	盗取された )		
許可証交付年月日等				年	月	日付け	第		号		
許言	可番	号		第	号						
備 (喪失及で	び盗取のキ	考 状況等)									

<sup>(</sup>注) 汚損の場合は、現許可証を添付すること。

## 警察署長 様

市長・町長

火薬類の消費許可について

このことについて、下記のとおり許可しましたので、火薬類取締法(昭和25年法律 第149号) 第52条第2項の規定に基づき通報いたします。

ā			記			
許可番号	第   号					
	住所					
許可を	氏名又は名称					
受けた者	職業					
	煙火玉直径7.5㎝以	下 個	煙火玉直径24 cm以下	個	スターマイン	基
火薬類の	煙火玉直径9㎝以	「個	煙火玉直径30 cm以下	個	仕掛煙火	台
種類及び数量	煙火玉直径12㎝以	下  個	煙火玉直径60 cm以下	個	小型煙火	台
	煙火玉直径15㎝以	下  個	煙火玉直径 cm 以下	個	打揚用黒色 火薬	kg
	煙火玉直径18㎝以	下  個				
	煙火玉直径21㎝以	下  個			蜂酔弾	個
有効期間	年 (雨天等の場 自 年		日 年 月 日 至	日 l 年	こ順延・中止 月	) 日
目的						
消費場所						
許可条件						
備    考						

## 火薬類消費許可申請書又は煙火消費計画書の記載事項変更届

年 月 日

市長・町長様

住 所 氏名又は名称 代表者氏名

		/ <del>-</del>
事務所所在地(電話)		(電話)
消費場所		
上記消費場所に係る許可	年 月 日付	け 第 号許可
煙火消費許可申請書	イ 事務所所在地 ロ	名称 ハ 代表者氏名
の記載事項	二職業	
変更の具体的内容	変更後	変更前
煙火消費計画書	イ 消費の方法	
の記載事項	ロ 煙火製造業者の氏名又	は名称
	ハ 消費作業従事者の氏名	
	ニ 消費場所付近の見取図	
変更の具体的内容	変更後	変更前

- (注) 1 変更の内容を証明する書類を添付してください。
  - 2 火薬類消費許可申請書の記載事項のうち、火薬類の種類及び数量、目的、 消費場所、日時、危険予防の方法に変更があった場合には、許可を取り直さ なければなりません。

# 事 故 報 告 書

年 月 日

市長・町長

様

住 所 氏名又は名称 代表者氏名

事務所所在(電話)			(電話				
職		業					
発 生	日	時	年 月 日 時 分				
発 生	場	所					
発 生	原	因					
火薬類の	種類及び	数量					
神学の仏が		的	有 ・ 無 (第三者被害 有 ・ 無 ) 〔死者 名、重傷者 名、軽傷者 名〕				
被害の状況		的	有 ・ 無 (第三者被害 有 ・ 無 ) 〔 〕				
事故	の概	要					
備		考	取扱いの種別〔消費・その他 ( )〕				

(注意事項)

事故原因の調査に必要な書類等を添付してください。

## 煙火消費関係事故報告書

年 月 日

栃木県知事

様

市長・町長

1	1 事故発生日時			年	月	日 (	)	時	分
2	2 事故発生場所								
3	3 火薬類の種類、数量 及び取扱いの種別			年	月	日	時	分	
4	**************************************	人的	有〔〕	・ 無 死者	(第三者者 名、重傷者		・ 無 、軽傷者	) 名]	
4	4 被害の状況	物的	有〔	· 無	(第三者	波害 有	· 無	)	
5 事 故 の 概 要									
6 事故発生原因									
7	7 応 急 措 置								
8	8 市又は町がとった措置								
9	9 その他参考情報		(2)	煙火消費	豊許可年月   豊許可を受り 場業者の住所	けた者の		名又は名和	弥

## (注意事項)

- 1 当該事故に係る煙火消費許可の内容がわかる資料等を添付すること。
- 2 当該事故に係る事故報告書(様式第11号)の写しを添付すること。

様式第 13 号

 第
 号

 年
 月

 日

栃木県知事

様

市長・町長

火薬類の消費許可に係る事務処理件数について (報告)

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

1 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

2 事務処理件数 件